

令和9年度の地方財政措置についての各府省への申入れ概要

総務省は、各府省に対して、概算要求に当たり留意又は改善すべき事項について、総務大臣名及び総務副大臣名で申入れを行うこととしました。

I 申入れ件数

本年度申入れ 37件（前年度 36件）

うち各府省共通事項 12件（ 〃 14件）

各府省個別事項 25件（ 〃 22件）

※令和8年度申入れからの増減：新規4件、項目統合1件、廃止2件

II 申入れ事項

1 共通事項

I 地域未来戦略の推進

1 地域未来戦略の推進

II 物価・賃金上昇への対応

1 物価・賃金上昇への対応

III 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進

2 東日本大震災からの復興の推進

3 能登半島地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

IV 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

- 1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 3 国庫補助負担金の整理合理化等

V 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

- 1 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 2 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 3 公共施設等の適正管理の推進

- 新** 4 補正予算依存からの脱却への対応

2 個別事項

(内閣官房)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
 - 2 こども・子育て政策の強化等
 - 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 新** 4 「給付付き税額控除」とそのつなぎへの対応

(内閣府)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進

(消費者庁)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
- 2 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築

(こども家庭庁)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築

(デジタル庁)

- 1 地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費の増加への対応

(出入国在留管理庁)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進

(文部科学省)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 4 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築
- 5 教員の処遇の改善及び教員以外の学校の教育活動を支援する人材の確保等
- 6 G I G Aスクール構想の推進
- 7 公立学校施設整備事業に係る国庫補助負担制度の改善
- 8 いわゆる教育無償化等への対応

(厚生労働省)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築
- 4 地域医療提供体制の確保
- 5 国民健康保険制度の安定的な運営の推進
- 6 障害福祉サービスの推進
- 7 介護保険制度の安定的な運営の推進
- 8 予防接種に係る財政措置等

新 9 火葬場の整備等

(農林水産省)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 3 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築
- 4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 5 直轄事業に係る事前協議等の徹底
- 6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 7 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進

新 8 クマ類をはじめとする鳥獣被害対策の推進

(林野庁)

- 1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

(経済産業省)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進

(国土交通省)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 4 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築
- 5 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 6 直轄事業に係る事前協議等の徹底
- 7 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 8 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 9 社会資本整備総合交付金制度の改善等
- 10 持続可能な地域公共交通の確保

(環境省)

- 1 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 2 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築
- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 新 4 クマ類をはじめとする鳥獣被害対策の推進
- 5 一般廃棄物処理施設の整備

(連絡先)

自治財政局調整課

担 当： 水谷課長補佐、柿本係長、原、清水

電 話：(代表) 03-5253-5111

(直通) 03-5253-5618

令和9年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要

- 各府省の概算要求に反映させるため、毎年度の概算要求基準の閣議了解時に、地方財政に影響を及ぼす施策・事務事業について適切な措置を行うよう、各府省に対して申入れを行っている
- 申入れ項目・内容は、地方公共団体の意見も踏まえて選定

＜主な申入れ内容＞

（各府省共通）

地域未来戦略の推進

- 「地域未来戦略」等に基づき強い地域経済の構築等を推進するに当たっては、地方公共団体が**地域の実情に応じ、これまでの地方創生に取り組を含めた必要な事業**を円滑に実施できるよう、**所要の財源の確保をはじめ、必要な措置**を講じられたいこと。
- **地域未来交付金の拡充やインフラ整備支援に係る財政措置**の検討に当たっては、地方公共団体が**地域未来戦略に基づく取組**を強力に推進できるよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

（参考）地域未来戦略の全体構成

強い地域経済の構築
・ 地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成 ・ 地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長 ⇒ 3類型の計画を推進することにより、強い地域経済の構築を目指す。 A. 戦略産業クラスター計画 B. 地域産業クラスター計画 C. 地場産業成長プラン
豊かな生活環境の実現
選ばれる地方の実現

物価・賃金上昇への対応

- 地方公共団体が、**適切な価格転嫁**に取り組みつつ、必要な事業を円滑に実施できるよう、**労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえた補助単価及び補助上限額の見直し**を進めるなど、必要な措置を講じられたいこと。

（参考）経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換（経済財政運営と改革の基本方針2026）

予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。

(各府省共通)

補正予算依存からの脱却への対応

- **補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策について当初予算で措置するに当たっては、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないように、当初予算において所要の国費を確保するなど、適切に対応されたいこと。**

(参考) 令和9年度予算編成に向けた考え方(経済財政運営と改革の基本方針2026)

補正予算に依存した財政運営からの脱却は、予算の透明性と規律を高めるものとして位置付ける。補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置することとし、概算要求段階を含めた予算編成過程においてこの趣旨を徹底するなど、今後具体化を図る。その際、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう必要十分な地方財政措置を講ずる。

(内閣官房)

「給付付き税額控除」とそのつなぎへの対応

- **「給付付き税額控除」とそのつなぎ(飲食料品の消費税率等)について、制度の詳細を検討するに当たっては、制度の円滑な運用が可能となるよう、国と地方の間で丁寧な協議を行い、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方の財政運営に支障が生じないよう適切に対応されたいこと。**

(参考) 中間とりまとめ(抜粋)(令和8年7月29日社会保障国民会議)

〈制度の執行等〉

地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、国と地方の間の丁寧な協議を行う。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う。

〈財源〉

(前略) 国と地方の役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応する。

(厚生労働省・国土交通省等)

人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築

- **地方公共団体における人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応するため、第34次地方制度調査会や各地域における議論を踏まえつつ、国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方をはじめとする制度の見直し等を適切に進められたいこと。**

(参考) 第34次地方制度調査会諮問事項(抜粋)

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

(厚生労働省)

火葬場の整備等

○ 火葬場の整備・運営については、今後の火葬需要や施設の老朽化状況等の実態を把握するとともに、地方の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた整備等を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じられたいこと。

(参考1) 死亡者数の将来推計(令和8年版高齢社会白書から抜粋)

2006年 (平成18年)	2010年 (平成22年)	2024年 (令和6年)	2040年 (令和22年)	2055年 (令和37年)	2070年 (令和52年)
1,084千人	1,197千人	1,605千人	1,649千人 (推計)	1,525千人 (推計)	1,473千人 (推計)

(参考2) 火葬場の適切な整備・経営等を確保するための制度的対応について
(令和8年5月20日 九都県市首脳会議要望書から抜粋)

火葬場の整備等を行う主体について、法令上明確化した上、今後更なる火葬需要の増大が見込まれる都市部をはじめとする地域の実情を認識し、当該地域の地方公共団体が火葬場の整備等を行う際には、国による補助制度や地方債の元利償還金に対する交付税措置など、国の財政支援を享受できるよう、必要な制度を法令に位置付けること。

(農林水産省・環境省)

クマ類をはじめとする鳥獣被害対策の推進

○ 「クマ被害対策ロードマップ」等に基づきクマ類をはじめとする鳥獣被害対策を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、クマ被害対策等を着実に推進できるよう、捕獲単価の引上げなど、人材の確保に向けた取組等について必要な措置を講じるとともに、所要の国費を確保されたいこと。

(参考1) クマ被害対策に関する目標(クマ被害対策ロードマップから抜粋)

	2026年3月時点	2030年度(目標)
クマの生息個体数(全国)	57,793頭(推定)	39,600頭(暫定値)

	2026年3月時点	2030年度(目標)
クマの捕獲作業等に従事する自治体職員数	784名	2,500名

(参考2) 国の交付金における捕獲単価の例
・クマ(成獣) 8,000円/頭 (鳥獣被害防止総合対策交付金)

令和9年度の各府省への申入れ項目一覧

共通項目

- 1 地域未来戦略の推進
- 2 物価・賃金上昇への対応
- 3 防災・減災対策及び国土強靱化の推進
- 4 東日本大震災からの復興の推進
- 5 能登半島地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進
- 6 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 7 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 8 国庫補助負担金の整理合理化等
- 9 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 10 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 11 公共施設等の適正管理の推進
- 12 補正予算依存からの脱却への対応

個別項目

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 4 「給付付き税額控除」とそのつなぎへの対応
- 5 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築
- 6 地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費の増加への対応
- 7 教員の処遇の改善及び教員以外の学校の教育活動を支援する人材の確保等
- 8 GIGAスクール構想の推進
- 9 公立学校施設整備事業に係る国庫補助負担制度の改善
- 10 いわゆる教育無償化等への対応
- 11 地域医療提供体制の確保
- 12 国民健康保険制度の安定的な運営の推進
- 13 障害福祉サービスの推進
- 14 介護保険制度の安定的な運営の推進
- 15 予防接種に係る財政措置等
- 16 火葬場の整備等
- 17 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 18 直轄事業に係る事前協議等の徹底
- 19 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 20 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 21 クマ類をはじめとする鳥獣被害対策の推進
- 22 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
- 23 社会資本整備総合交付金制度の改善等
- 24 持続可能な地域公共交通の確保
- 25 一般廃棄物処理施設の整備

(写)

総 財 調 第 19 号
令和 8 年 7 月 30 日

関係各大臣 殿

総務大臣 林 芳 正
(公 印 省 略)

令和 9 年度の地方財政措置について

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）等を踏まえ、「責任ある積極財政」の下、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現に向けた取組を推進する際には、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、全世代型社会保障の構築や主要分野ごとの重要課題等に取り組むことが重要であります。

また、「地方財政法」（昭和 23 年法律第 109 号）の規定に基づき、国は、地方財政の自主的かつ健全な運営を助長することに努めることや、その自律性を損ない、または、地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行わないこととする必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、令和 9 年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、貴府省に対し要請いたしたい事項を別途総務副大臣から関係各副大臣あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総 財 調 第 20 号
令和 8 年 7 月 30 日

関係各副大臣 殿

総務副大臣 高 橋 克 法
(公 印 省 略)

令和 9 年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から令和 9 年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総 財 調 第 21 号
令和 8 年 7 月 30 日

財務副大臣 殿

総務副大臣 高 橋 克 法
(公 印 省 略)

令和 9 年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、令和 9 年度の地方財政措置について関係府省の副大臣に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

(写)

総 財 調 第 22 号
令和 8 年 7 月 30 日

各都道府県知事
各指定都市市長

」 殿

総務省自治財政局長
(公 印 省 略)

令和 9 年度の地方財政措置について

現在、各府省においては、令和 9 年度予算の概算要求の準備を進めているところでありますが、今般、各府省に対し、地方行財政に関連して改善を要する事項について、当省より別添のとおり強く要請したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を十分御理解の上、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、一斉通知・調査システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

〔 共 通 事 項 〕

項	目	頁
I	地域未来戦略の推進	
1	地域未来戦略の推進……………	1
II	物価・賃金上昇への対応	
1	物価・賃金上昇への対応……………	1
III	防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進	
1	防災・減災対策及び国土強靱化の推進……………	1
2	東日本大震災からの復興の推進……………	2
3	能登半島地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進……………	2
IV	地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1	地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等……………	2
2	地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等……………	2
3	国庫補助負担金の整理合理化等……………	2
V	国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1	国と地方公共団体の財政負担の適正化……………	3
2	国庫補助負担金等に係る超過負担の解消……………	3
3	公共施設等の適正管理の推進……………	3
4	補正予算依存からの脱却への対応……………	3

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項	目	頁
内 閣 官 房	1	外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	4
	2	こども・子育て政策の強化等……………	4
	3	地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	4
	4	「給付付き税額控除」とそのつなぎへの対応……………	4
内 閣 府	1	外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	5
	2	こども・子育て政策の強化等……………	5
	3	地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	5

省 庁 名	項 目	頁
消 費 者 庁	1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	5
	2 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築……………	6
こども家庭庁	1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	6
	2 こども・子育て政策の強化等……………	6
	3 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築……………	6
デジタル庁	1 地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費の増加への対応……………	7
出入国在留 管 理 庁	1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	7
文 部 科 学 省	1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	7
	2 こども・子育て政策の強化等……………	8
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	8
	4 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築……………	8
	5 教員の処遇の改善及び教員以外の学校の教育活動を支援する人材の確保等……………	8
	6 G I G A スクール構想の推進……………	8
	7 公立学校施設整備事業に係る国庫補助負担制度の改善……………	9
	8 いわゆる教育無償化等への対応……………	9
厚 生 労 働 省	1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	9
	2 こども・子育て政策の強化等……………	9
	3 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築……………	10
	4 地域医療提供体制の確保……………	10
	5 国民健康保険制度の安定的な運営の推進……………	10
	6 障害福祉サービスの推進……………	10
	7 介護保険制度の安定的な運営の推進……………	11
	8 予防接種に係る財政措置等……………	11
	9 火葬場の整備等……………	11

省 庁 名	項 目	頁
農 林 水 産 省	1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	11
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	11
	3 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築……………	12
	4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	12
	5 直轄事業に係る事前協議等の徹底……………	12
	6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	12
	7 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	12
	8 クマ類をはじめとする鳥獣被害対策の推進……………	12
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進……………	13
経 済 産 業 省	1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	13
	2 こども・子育て政策の強化等……………	13
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	14
国 土 交 通 省	1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進……………	14
	2 こども・子育て政策の強化等……………	14
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	14
	4 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築……………	14
	5 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	15
	6 直轄事業に係る事前協議等の徹底……………	15
	7 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	15
	8 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	15
	9 社会資本整備総合交付金制度の改善等……………	15
	10 持続可能な地域公共交通の確保……………	15
環 境 省	1 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	16
	2 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築……………	16
	3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	16
	4 クマ類をはじめとする鳥獣被害対策の推進……………	16
	5 一般廃棄物処理施設の整備……………	16

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

【共通事項】

I 地域未来戦略の推進

1 地域未来戦略の推進

「地域未来戦略」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）等に基づき強い地域経済の構築等を推進するに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じ、これまでの地方創生の取組を含めた必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

なお、地域未来交付金の拡充やインフラ整備支援に係る財政措置の検討に当たっては、地方公共団体が地域未来戦略に基づく取組を強力に推進できるよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

II 物価・賃金上昇への対応

1 物価・賃金上昇への対応

地方公共団体が、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」（令和 8 年 4 月 6 日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ公表）等に基づき、適切な価格転嫁に取り組みつつ、必要な事業を円滑に実施できるよう、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえた補助単価及び補助上限額の見直しを進めるなど、必要な措置を講じられたいこと。

医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材の確保等に必要に対応を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、所要の財源を確保するとともに、必要な措置を講じられたいこと。

また、会計年度任用職員の給与を対象経費に含む国庫補助負担金等について、国予算の不足等により地方公共団体の超過負担が生じているものがあることから、遡及適用を含む給与改定や勤勉手当を適切に反映するなど、所要の財源を確実に確保されたいこと。

III 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に関する防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

特に、国土強靱化に関する施策については、地方公共団体が、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施できるよう、必要な措置を講じられたいこと。

2 東日本大震災からの復興の推進

東日本大震災からの復興支援については、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定、令和7年6月20日変更）に基づく事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

3 能登半島地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

令和6年能登半島地震及び近年の自然災害からの復旧・復興支援については、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、復旧・復興に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

IV 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

持続可能な地方行財政の確保に向けて、計画策定の効率化や、経由事務の廃止・デジタル化等による事務処理方法の見直し等、事務の簡素化・効率化を進められたいこと。

また、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減、必置規制の見直し等を積極的に行うとともに、事務事業の廃止・縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止・縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう、法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等

組織・機構の簡素合理化等の地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加及び職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務負担の増加が見込まれる場合にあっても、デジタル技術の活用等による事務の効率化や他の施策における見直しを行い、新規増員を抑制するなど、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

V 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

2 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

3 公共施設等の適正管理の推進

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の行動計画として位置付けられる地方公共団体の公共施設等総合管理計画等に基づき策定することとされている個別施設計画について、内容の充実を促進するとともに、未策定の場合は、早急に策定されるよう必要な措置を講じられたいこと。

また、個別施設計画に基づく老朽化対策や集約化・複合化等の適正管理に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 補正予算依存からの脱却への対応

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に基づき、補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策について当初予算で措置するに当たっては、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないように、当初予算において所要の国費を確保するなど、適切に対応されたいこと。

【個別事項】

(内閣官房)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に基づき、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、各地方公共団体が計画した事業の実施に支障が生じることのないよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

- 4 「給付付き税額控除」とそのつなぎへの対応

「給付付き税額控除」とそのつなぎ（飲食料品の消費税率等）について、制度の詳細を検討するに当たっては、制度の円滑な運用が可能となるよう、国と地方の間で丁寧な協議を行い、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方の財政運営に支障が生じないよう適切に対応されたいこと。

(内閣府)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣官房、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に基づき、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、各地方公共団体が計画した事業の実施に支障が生じることのないよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

(消費者庁)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

2 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築（同旨こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）

地方公共団体における人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応するため、第34次地方制度調査会や各地域における議論を踏まえつつ、国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方をはじめとする制度の見直し等を適切に進められたいこと。

（こども家庭庁）

1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に基づき、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

3 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築（同旨消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）

地方公共団体における人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応するため、第34次地方制度調査会や各地域における議論を踏まえつつ、国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方をはじめとする制度の見直し等を適切に進められたいこと。

(デジタル庁)

- 1 地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費の増加への対応

地方公共団体情報システムの運用経費については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）に基づく削減目標の達成に向けて、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」（令和7年6月13日デジタル庁決定）に基づき、見積精査支援の強化、ガバメントクラウド利用料の低廉化、ソフトウェア関係経費の低減のための事業者との調整など必要な措置を講じられたいこと。

その上で、一時的に増加している経費の抑制・適正化のため、令和7年度補正予算において、国庫補助事業が創設されたところであるが、引き続き、運用経費の状況を把握し、地方の意見を十分に踏まえつつ、所要の財源を確保されたいこと。

(出入国在留管理庁)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

(文部科学省)

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に基づき、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、各地方公共団体が計画した事業の実施に支障が生じることのないよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

4 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築（同旨消費者庁、こども家庭庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）

地方公共団体における人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応するため、第34次地方制度調査会や各地域における議論を踏まえつつ、国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方をはじめとする制度の見直し等を適切に進められたいこと。

5 教員の処遇の改善及び教員以外の学校の教育活動を支援する人材の確保等

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号）に基づく教職調整額の引上げなどの教員の処遇の改善及び中学校における35人学級の整備に当たっては、国・地方を通じた厳しい財政状況に配慮しつつ、所要の財源の確保をはじめ、適切な措置を講じられたいこと。

あわせて、教員の時間外在校等時間の削減に向けて、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な取組を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

また、スクールカウンセラーや教員業務支援員等の教員以外の学校の教育活動を支援する人材に係る国庫補助金については、地方公共団体が学校における望ましい教育環境の整備に円滑に取り組むことができるよう、所要の財源を確保されたいこと。

6 GIGAスクール構想の推進

国策として推進するGIGAスクール構想により整備された1人1台端末については、地方公共団体が物価動向等を踏まえた端末の更新を円滑に実施できるよう、都道府県に設置された基金の取崩基準額の見直しも含め、必要な財政措置を講じられたいこと。

7 公立学校施設整備事業に係る国庫補助負担制度の改善

公立学校施設整備事業については、建築単価が著しく上昇している中、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、資材価格や労務費の実勢価格を適切に反映した補助単価の見直し等を行うとともに、国予算の不足により老朽化対策等の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。

8 いわゆる教育無償化等への対応

いわゆる高校無償化については、地方や公立高校への影響も含め、制度の実施状況等について十分な検証を行われたいこと。

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）については、毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえて、適切な額を設定されたいこと。

また、各都道府県における「高校教育改革実行計画」に基づく取組を支援するとともに、安定財源を確保した上で「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みを構築する際には、地方の実情や意見等を十分に踏まえつつ、地方の自主性や裁量が確保された仕組みとし、所要の財源を確保されたいこと。

（厚生労働省）

1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省）

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に基づき、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

3 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築（同旨消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）

地方公共団体における人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応するため、第34次地方制度調査会や各地域における議論を踏まえつつ、国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方をはじめとする制度の見直し等を適切に進められたいこと。

4 地域医療提供体制の確保

持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、公立病院をはじめとして厳しい経営状況にある医療機関の現状や物価高騰・賃金上昇等の経済社会情勢の変化を踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

また、新たな地域医療構想の策定に当たっては、都道府県における必要病床数等の将来見込みの分析・議論に必要なデータの提供等、適切な支援を行うとともに、その推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

あわせて、地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じて、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進、医療従事者の確保や医師の労働時間の短縮に向けた体制の整備など必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

さらに、医療施設運営費等補助金や医療提供体制推進事業費補助金の中には、交付決定が遅いものや超過負担が生じているものがあり、事業の執行及び資金計画に支障を来していることから、事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、交付決定時期の適正化を図るとともに、所要の国費を確保されたいこと。

このほか、ドクターヘリの安全で持続可能な運航の確保に向けた救急医療搬送体制の在り方の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

5 国民健康保険制度の安定的な運営の推進

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として円滑に制度を運営できるよう、保険者努力支援制度等の財政支援を着実に実施されたいこと。

あわせて、決算補てんを目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を促進されたいこと。

6 障害福祉サービスの推進

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）において、障害福祉サービスに係る対象経費のうち、訪問系サービス分に限り国庫負担の基準が定められているが、一部の地方公共団体では、サービス支給量が国庫負担基準を超えていることから、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定及び第8期障害福祉計画（令和9年度～令和11年度）の実施等に当たっては、実態を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、国庫負担基準を見直すとともに、所要の国費を確保されたいこと。

また、地域生活支援事業については、国庫補助所要額に対する実際の充足率が低い水準にあることを踏まえ、所要の国費を確保されたいこと。

7 介護保険制度の安定的な運営の推進

令和9年度介護報酬改定、第10期（令和9年度～令和11年度）の介護保険事業（支援）計画の実施等に当たっては、介護給付費の動向、被保険者の負担等を把握の上、物価と賃金の変動に対応しつつ、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

特に、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方を検討するに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じ、必要な事業を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じられたいこと。

8 予防接種に係る財政措置等

「予防接種法」（昭和23年法律第68号）の対象となる疾病・ワクチンの追加等を検討する場合には、接種費用の低廉化や必要な財源の捻出及び確保等に向けた必要な措置を講じられたいこと。

9 火葬場の整備等

火葬場の整備・運営については、今後の火葬需要や施設の老朽化状況等の実態を把握するとともに、地方の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた整備等を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じられたいこと。

（農林水産省）

1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、子ども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、各地方公共団体が計画した事業の実施に支障が生じることのないよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

3 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築（同旨消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省）

地方公共団体における人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応するため、第34次地方制度調査会や各地域における議論を踏まえつつ、国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方をはじめとする制度の見直し等を適切に進められたいこと。

4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨国土交通省）

道路をはじめとするインフラの老朽化が進行する中、地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が老朽化対策に係る事業を円滑に実施できるよう、安定的に所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

5 直轄事業に係る事前協議等の徹底（同旨国土交通省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画、実施及び変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法、回数等の工夫によりその内容を充実させるほか、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行うとともに、効率的な事業実施を徹底されたいこと。

6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

7 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進並びに令和6年能登半島地震や埼玉県八潮市における道路陥没事故等を踏まえた施設の耐震化・老朽化対策の推進に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

8 クマ類をはじめとする鳥獣被害対策の推進（同旨環境省）

「クマ被害対策ロードマップ」（令和8年3月27日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）等に基づきクマ類をはじめとする鳥獣被害対策を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、クマ被害対策等を着実に推進できるよう、捕獲単価の引上げなど、人材の確保に向けた取組等について必要な措置を講じるとともに、所要の国費を確保されたいこと。

(林野庁)

1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

林業公社の経営対策については、公社の有する債務が関係地方公共団体の財政運営に重大な影響を及ぼすおそれがある状況に至っている事例も見られることから、より効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）、無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続き、その実現に向け努力されたいこと。

さらに、不採算分収林の契約解除に向けた取組への積極的な支援により義務的繰上償還（補償金なし）を推進する等、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、林業公社の経営健全化のための方針に基づく施業コストの低減、販路拡大などの取組をはじめ、林業公社が行う経営健全化の取組について適切な支援を行われたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済及び利子負担軽減が図られるよう、効果的な対策を検討されたいこと。

(経済産業省)

1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に基づき、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、各地方公共団体が計画した事業の実施に支障が生じることのないよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

（国土交通省）

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」を含めた外国人政策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、国と地方の役割分担を整理するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備や日本語教育の充実等に取り組むことができるよう、所要の財源の確保を含め、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に基づき、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、各地方公共団体が計画した事業の実施に支障が生じることのないよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

- 4 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築（同旨消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省）

地方公共団体における人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応するため、第34次地方制度調査会や各地域における議論を踏まえつつ、国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方をはじめとする制度の見直し等を適切に進められたいこと。

5 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨農林水産省）

道路をはじめとするインフラの老朽化が進行する中、地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が老朽化対策に係る事業を円滑に実施できるよう、安定的に所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

6 直轄事業に係る事前協議等の徹底（同旨農林水産省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画、実施及び変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法、回数等の工夫によりその内容を充実させるほか、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行うとともに、効率的な事業実施を徹底されたいこと。

7 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

8 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨農林水産省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進並びに令和 6 年能登半島地震や埼玉県八潮市における道路陥没事故等を踏まえた施設の耐震化・老朽化対策の推進に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

9 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、引き続き、政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

10 持続可能な地域公共交通の確保

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 18 号）に基づく再構築協議会の運営に当たっては、鉄道事業者に対する最大限の協力要請など、関係地方公共団体の意見を十分に踏まえるとともに、地域公共交通再構築事業を円滑に実施できるよう所要の財源を確保されたいこと。

(環境省)

- 1 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、各地方公共団体が計画した事業の実施に支障が生じることのないよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。
- 2 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築（同旨消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）
地方公共団体における人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応するため、第34次地方制度調査会や各地域における議論を踏まえつつ、国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方をはじめとする制度の見直し等を適切に進められたいこと。
- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨農林水産省、国土交通省）
地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進並びに令和6年能登半島地震や埼玉県八潮市における道路陥没事故等を踏まえた施設の耐震化・老朽化対策の推進に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。
- 4 クマ類をはじめとする鳥獣被害対策の推進（同旨農林水産省）
「クマ被害対策ロードマップ」（令和8年3月27日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）等に基づきクマ類をはじめとする鳥獣被害対策を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、クマ被害対策等を着実に推進できるよう、捕獲単価の引上げなど、人材の確保に向けた取組等について必要な措置を講じるとともに、所要の国費を確保されたいこと。
- 5 一般廃棄物処理施設の整備
一般廃棄物処理施設については、「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年6月30日閣議決定）等に基づき広域化・集約化を推進していること及び全国的に施設更新の集中が想定されることを踏まえ、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、循環型社会形成推進交付金等について、所要の財源を確保されたいこと。
さらに、各地方公共団体が地域の実情に応じ、施設の建設・維持管理・解体に係るトータルコストの削減を図ることができるよう、民間活用や広域化・集約化の事例等の情報提供を行うなど、必要な措置を講じられたいこと。